平成２３年（フ）第５８０号
名古屋市中村区角割町１丁目21番地　アルカディア102号
債務者　中川　稔和
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７１８号
愛知県半田市栄町３丁目209番地の２　石原荘２号
債務者　西山　裕規
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１６号
堺市西区草部1800番地　６棟604号
債務者　藤岡　明子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５６号
堺市堺区向陵中町５丁３番19号　ラポール向陵302号
債務者　和田　貴雄
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２３４号
大阪府南河内郡河南町さくら坂４丁目19番12号
債務者　桑原　芳枝
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２９７号
堺市堺区大仙西町５丁131番地７　ベルメゾン御陵Ⅱ201号
債務者　山中　貴子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
埼玉県東松山市大字高坂1915番地17
債務者　縄井　　猛
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１３１号
埼玉県熊谷市久保島658番地30
債務者　関根　信次
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１３８号
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保1391番地１
債務者　四戸　浩二
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１０３号
神奈川県平塚市中原３丁目５番51号
債務者　伊藤　勝也
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１６０号
神奈川県厚木市泉町７番４号　クオリア本厚木202
債務者　長内　照夫
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１７３号
神奈川県平塚市袖ケ浜３番39号　袖ケ浜荘101号
債務者　新名　理香（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１２号
新潟県上越市東城町３丁目６番13号
債務者　上野　　寿
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１４号
新潟県上越市柿崎区上中山407番地６、前住所新潟県上越市柿崎区上中山562番地
債務者　朝比奈　剛
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１７号
新潟県上越市国府４丁目６番４号　ハイツエミーナＢ棟102号
債務者　斎藤美津子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１９号
新潟県妙高市関川町１丁目16番36号
債務者　宮下　　操
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第６３号
金沢市平和町２丁目５番13号　県営住宅13棟502号、従前の住所金沢市平和町２丁目３番９号、従前々の住所石川県能美市粟生町中102番地、従前々々の住所金沢市長田２丁目26番５号
債務者　戸井　好美
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　金沢地方裁判所